

令和8年第1回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和8年1月29日（木曜日）午前10時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 石塚 康英  
教育委員（教育長職務代理者） 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀  
教育委員 戸部 明彦
5. 委員以外の出席者  
教育部長 飯竹 永昌  
教育参事 鈴木 邦弘  
教育次長兼保健給食課長 松崎 剛  
教育次長兼図書館課長 香取 美弥  
教育総務課長 澤部 慶  
学務課長 石橋 陽一  
指導課長 丸山 信彦  
指導課長（教育総合支援センター担当） 仲田 敦夫  
生涯学習課長 秋山 和也  
子ども青少年課長 長塚 逸人  
スポーツ振興課長 稲村 忠弘  
政策推進部次長兼文化芸術課長 飯山貴与子  
都市整備部次長兼中心市街地整備課長 中村 有幸  
生涯学習課 課長補佐 大久保誠曜
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 鴨川 幸子  
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題  
議案第1号 取手市立公民館の設置及び管理運営規則の一部を改正する規則について  
議案第2号 取手市立公民館定期利用団体に関する運営要綱の一部を改正する要綱について  
議案第3号 取手市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則について  
承認第1号 教育に関する事務について定める専決処分についての専決処分の承認について

承認第 2 号	令和 8 年第 1 回取手市議会臨時会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について
議案第 4 号	取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
報告 1	寄附の受入れについて(学務課)
報告 2	寄附の受入れについて(保健給食課)
議案第 5 号	地方自治法第 180 条の 3 に基づく協議について (非公開)

## 8. その他

- (1) 令和 7 年第 4 回取手市議会定例会及び令和 8 年第 1 回取手市議会臨時会について
- (2) 2 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 発言の記録

午前 10 時 37 分開会

### ○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。

令和 8 年第 1 回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。

議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに教育長報告をさせていただきます。

資料のほうを御覧ください。

まず一つ目でございます。「第 14 回手作り布の絵本全国コンクール」において、全国から応募があった 72 作品の中から、ふじしろ図書館のボランティアグループ、「図書館フレンズふじしろ 布絵本の会 いないいないばあ」が制作した布の紙芝居「カップレもち」が審査委員賞を受賞しました。12 月 6 日に桐生市にて表彰式が執り行われまして、また 1 月 14 日にはボランティア 5 名の方が、中村市長を表敬訪問しまして、全国コンクールでの入賞を報告しました。

下に写真がありますけれども、着物の生地を使われて作品を作ってらっしゃるんですね。本当に色塗ってるわけじゃなくて、その場面場面に合った着物の生地を貼り合わせていくっていう、稲わらなんかも丁寧に細かく作られているという作品でした。これ子どもたちも、見たら実際に触りながら楽しめるんだらうなっていう、そういうものでした。

カップレもちっていうのは茨城町に伝わる郷土の民話なんですけれども、かっぱさんにおもちをあげるというようなお話でございます。すばらしい作品でした。

次は 2 番でございます。12 月 13 日、「取手市長賞の受賞者による記念演奏会」を市民会館で開催しました。先ほどの総合教育会議で市長から市長賞の御紹介ありました

けれども、こちらはアート作品のほうではなくて音楽のほうです。ピアノとオペラの市長賞の受賞者の方のコンサートがありまして、聴いた皆様から本当にオペラは聴く機会がないために、とても貴重な体験でしたなど、大変来場者から好評をいただいたところでございます。

次に3番です。1月11日に、市民会館で「令和8年度取手市はたちのつどい」を開催いたしました。式典の運営については、例年同様、取手市立の中学校を卒業し、はたちを迎える若者たちの実行委員会を組織しまして、協力をいただきました。

今回は式典が終わった後では実行委員2名がシティプロモーションに関するお話をしてくれたり、そのあとは実行委員たちが自ら中学校を訪問して、恩師たちに協力を依頼して撮影をしたビデオメッセージ、これを各学校ごとに上映していただきまして、はたちを迎えた皆さん、大変楽しんでいただきました。またそのあとは、恩師たちや友達との再会を楽しんで、しばらく話している姿が見られたところです。

(3)番にありますように、招待は1,032名にさせていただいたんですが、702名が御出席されて、出席率は68パーセントという状況でございました。

続いて4番です。1月18日、緑地運動公園にて、新年の風物詩でもあります、「取手市新春健康マラソン大会」を開催いたしました。25の種目がございまして、昨年度から200名弱増えて、1,651名の申込みがございました。今回本当にまれに見る天候に恵まれまして、気温は高く風も穏やかで、走りやすいコンディションとなりました。多くの方から楽しんだりすることが出来たとお声をいただいたところです。

大会の準備運営には、取手市スポーツ協会やスポーツ推進委員により前日準備を含め延べ210名の方の御協力をいただいたほか、取手ライオンズクラブより協賛をいただいたところです。

10キロマラソンの部優勝者っていうのは30分ちょっとぐらいで走って帰ってきたんですが、実は寺原小に勤務している教員でして、実際に箱根駅伝を走ったという教員が優勝したんですけれども、子どもたちも本当に疾走する先生の姿に大変喜んで、そんなところも見られたところです。

以上、教育長報告でございました。

そのほかの行事報告につきましては、本日お配りをしました2月の行事予定の資料の後半に掲載をしておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

それでは、これより本日の議事に入ります。

まず、議案第1号、取手市立公民館の設置及び管理運営規則の一部を改正する規則について、及び議案第2号、取手市立公民館定期利用団体に関する運営要綱の一部を改正する要綱についてを一括議題といたします。資料につきましては追加で配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは本件について説明を求めます。秋山生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山でございます。それでは、議案第1号及び議案第2号について、一括して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、議案第1号については、来月、令和8年2月から全庁的に進めますスマートフォンアプリのLINEを使用したスマホ市役所の運用開始に当たり、取手市立公民館の管理運営に関して必要な事項を定める規則の一部を改正するものでございます。

議案第2号につきましては、公民館の利用団体に関して団体の定義を改め、各団体

の団体登録に関して必要な手続等について定めることにより、円滑な公民館運営を推進するため、要綱の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、これまで議案第2号の要綱に定期利用団体を対象に定めておりました、一つの団体が1か月間に公民館を利用できる回数の制限、こちらを全ての公民館登録団体を対象とし、議案第1号の規則に定めるなど、所要の整備を行うものでございます。

先ほど教育長からありましたとおり、資料につきましては本日追加で配付させていただいておりますので御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○教育長（石塚康英）**

説明が終わりました。資料が本日配付になっておりますので、ちょっとお目通しをいただく時間をとりたいと思いますので、御覧をいただきたいと思います。

〔各自資料を確認〕

**○教育長（石塚康英）**

先日スマホ市役所の説明会を受けてきたんですけれども、本当にLINEから公民館の施設の予約ができるっていうことで、とても便利なものでした。LINEからも、LINEだけではないので、スマホからも予約できるということで便利なものになりました。

それでは本件に対して御質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。はい、櫻井委員。

**○教育委員（櫻井由子）**

御説明ありがとうございます。LINEから公民館の予約ができるということをするごく便利になったなど今も教育長おっしゃいましたが、そのとおりだと思います。

こちらの規則についての内容ではないんですけれども、一つ質問として、市内の公民館、Wi-Fiが入ってる公民館もありますが、入ってない公民館もあると思いますが、そちらはいかがでしょう。

**○教育長（石塚康英）**

秋山課長。

**○生涯学習課長（秋山和也）**

お答えいたします。市内の公民館に関しましては、先日、白山公民館でWi-Fi設置の工事が終わりました、これをもちまして全館にWi-Fiが整備された状況になっております。

**○教育委員（櫻井由子）**

ありがとうございます。公民館利用させていただいたときに、次の予約っていうことでその場で予約ができる、事務室とかに行かなくて皆さんの日程を合わせてっていうことがよくある場面だと思うので、Wi-Fiが全館整備されたということはとてもありがたく思ってます。

**○教育長（石塚康英）**

はい、秋山課長。

**○生涯学習課長（秋山和也）**

失礼しました。現在、白山公民館施工中ということで、今年度中には全館に整備される予定ということで、訂正させていただきます。

**○教育委員（櫻井由子）**

ありがとうございました。

**○教育長（石塚康英）**

そのほか御質問、御意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではこれより、議案第1号及び議案第2号を採決いたします。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（石塚康英）**

では、異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第3号、取手市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則についてを議題といたします。資料につきましてこちらも御手元に、追加資料があるかと思いますので、御確認をお願いします。

本件について説明を求めます。澤部教育総務課長。

**○教育総務課長（澤部慶）**

教育総務課の澤部でございます。続きまして議案第3号、取手市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則につきまして御説明を申し上げます。御手元の資料を御確認いただきながら説明のほうを聞いていただければと存じます。

先ほどの公民館の管理運営規則の一部改正の中でもございました、スマホ市役所が来月からいよいよ本格稼働スタートということになります。このスマホ市役所の中では先ほどの議案でも御審議いただきましたように、公民館の申請がLINEを基盤としたその上で行えるようになるほか、使用料の電子決済といったようなものなど、これまで行政が行ってきた紙媒体での手続ですとか、現金・口座振替といった納付をしていたもの、それが前提となっていました、これまでの市の前提となっていた行政手続とは大きく異なる運用が全庁的に生じてまいります。

教育委員会ですと、先ほどの答弁にあったように公民館の手続がまず主体ということになりますが、今後それ以外の手続にも拡大をしていくことが見込まれております。また、市長部局をはじめ、他の機関でも同様に拡大が見込まれている状況です。この変革に対応すべく、昨年第4回取手市議会定例会において、スマホ市役所でのオンライン手続にも対応させていく形で、インターネットを介した行政手続の基盤部分について規定してきた従来の取手市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例の改正が審議されました。その上で情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例として施行されました。

本日お配りしております資料の2ページ以降となりますが、改正後の条例の条文を添付しております。御参照いただければ幸いです。この条例改正にあわせまして、施行規則も改正をされ、昨年12月15日に公布、施行されております。この施行規則の改正後の条文につきましては、本資料8ページ以降ということになってございます。手続的な内容が含まれますので、少し条文が複雑ではございますが、大まかに申し上げますと、先ほどの申しあげましたインターネットを介した手続に、行政の手続を対応させていくための条文として御認識いただければ幸いです。この条例につきましては、教育委員会を含め、市全体の手続を規律いたしますが、規則につきましては各機関ごとに定めるということとなります。8ページ以降に添付しております規則につき

ましてはこれは市長の部局の規則を添付しているものとなります。

ここで資料の1ページにお戻りください。資料のページ番号で1ページとされているページになります。取手市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則ということで、規定文言としては非常に短い内容となります。教育委員会としましては、市長が定める規則その他規程の例によると定めることを通じまして、市長部局の規定を教育委員会としても当てはめていく、そのことにより市全体としての統一性を持って、インターネットを活用したオンラインでの行政手続を行っていくため本規則を制定するものでございます。

以上、本議案の説明となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育長（石塚康英）**

説明が終わりました。市長部局に合わせるというような規則になるものです。御質問、御意見等ございましたらお願いをいたします。はい、櫻井委員お願いします。

**○教育委員（櫻井由子）**

御説明ありがとうございます。規則のほうでは特に問題はないかと思われませんが、先ほどの澤部課長からの御説明にありました、教育委員会ではこのスマホを市役所、どのように活用していくかはこれからまた検討するというようなお話でしたが、今現在、検討中のもので結構なんですけれども、例えば教育委員会でしたらこの前説明がありました公民館の予約ということだったんですけれども、それ以外でどういったことをこのスマホ市役所で行うか、計画があるのか、今分かる範囲でよろしいのでお話しただけだと思います。

**○教育長（石塚康英）**

学務課長。

**○学務課長（石橋陽一）**

学務課の石橋でございます。今、検討段階のところであるんですけれども、就学援助の手続であったりとか、指定校の変更、区域外就学、そちらのほうをスマホ市役所、LINEを介して手続が出来ないかということで、今情報の担当課のほうと調整をとっていきまして、必要な例規がどういう改正が必要であるとか、どういった画面にするとか、そういったところを今調整をとっているところでございます。以上です。

**○教育長（石塚康英）**

はい、教育次長兼図書館課長。

**○教育次長兼図書館課長（香取美弥）**

図書館の香取です。図書館のほうでも3月に実施、開催します講演会の申込みのほうをLINE、スマホで申込みができるような形で今進めております。

**○教育長（石塚康英）**

はい、子ども青少年課長。

**○子ども青少年課長（長塚逸人）**

子ども青少年課長塚です。子ども青少年課のほうでも、現在、放課後子どもクラブの入所申請について、当初導入を検討していた現在保育所の入所申請で使っているグラフターというシステムがあるんですけれども、こちらとスマホ市役所のほうの入所申請のシステムとどちらがコスト的に、また入力の仕事について保護者にとって利便性が高いか、そういったことについて検証を行って、今後どちらを導入するかというのを決めていくところでございます。

**○教育長（石塚康英）**

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。私どものほうの課でも、今取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンター、県の予約システムで予約をとるような形で、ネット上で予約をとるような形をとらせていただいているんですが、今後、こちらのほうを県の予約システムじゃなくて、スマホ市役所のほうに切り替えて予約をするような形で今検討しているところでございます。

○教育長（石塚康英）

はい、松崎次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

保健給食課の松崎です。保健給食課所管としましては、今新たに小学校入学する前に、就学時健康診断というのをやっております。その中で手続として、当日急に来れないとか、そういった児童の保護者の方もございます。そういった取扱いを、このスマホ市役所の枠組みの中で、いろんなこの対応が出来ないかなということは今検証しているところでございます。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

思いがけなくいっぱいできるなって思ったんですけど、一つ感じたのは先ほど総合教育会議のほうで戸部委員のほうからもありましたが、ワンストップということがもしできれば、使う側としたら、これは教育委員会関係だから、教育委員会を開いたらいっぱい出て、あれもできるこれもできるみたいな形、どこに行ったらそれができるかなってというのが、今現在のこのLINEの取手市役所のページがあるんですけど、今現在のこのLINEの取手市役所のページだとどこをしても全部取りあえずホームページに行きますっていう状態なんですけれど、そこからまた変わってくると思うんですけど、どこを押したらいいのかなっていうところを明確にさせていただければ、またこれはこれのシステムの構築の話になるかと思うんですけど、使う側としてはとてもありがたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

御意見ありがとうございます。今現在の取手市役所のLINEを見ると、新しい機能の画面にはなっておりませんが、なった場合のものを私も少し拝見をいたしました。例えば施設を予約するみたいな場合に、どこですかみたいな形で入っていくとか、あるいはごみの分別について、そのごみの分別みたいなボタン押すと、何ですかみたいなことをいろいろとやれるというような形で当初スタートしていくというような印象を受けております。

実際に先ほど各課のほうからも御紹介がありましたけれども、これからどんどんと手続が増えていくにつれまた整理をすべき部分というのとも出てくることも見込まれるかと思っております。また教育委員会に限らずこれは市全体の話ということにもなりますので、その状況につきましては教育委員会としてもつぶさに把握した上で情報部門のほうと意見のほうをすり合わせをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

はい、秋山課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

それでは来月から実装します公民館の担当課のほうから、今のところの詳細といたしますか、具体的な内容をお話しさせていただきます。アプリケーションのLINEを設けるということですが、LINEの取手市の公式アカウントの中から、各種申請という中で施設の利用ということで、公民館の施設が利用できるということになります。かつその申請のやりとりに関しましても、今のようなホームページに飛ぶという形ではなくて、LINEを御利用の方はトーク画面があるかと思うんですけども、いわゆる一問一答的な内容の中で予約の入力が完了するというような形になっておりますので、LINE御利用のユーザーの方には、体感的に使いやすいようなフォームになっているということで御報告させていただきます。

○教育長（石塚康英）

チャットボットの機能が便利だなんて思ってまして、市のホームページをもうずっと巡回して、検索しているシステムがあるんですね。例えば、子育て支援なんてことを打つと、それに関連する市のホームページ等のものがぱっと出てくる、ある意味それがワンストップで行きたい情報を見られるってなかなか便利だなとそんなふうに感じましたね。

そのほかございますでしょうか。はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

それは市民の方が名前とか言って、ログインするパスワードとか設定して、そんな感じですか、イメージとしては。

○教育長（石塚康英）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

お答えいたします。LINEに関しましては皆さん個人でLINEのIDを取得されると思うんですけども、それに基づいて、取手市の公式アカウントと友達申請をしていただくということになります。各種手続の中では、申請に当たって個人の名前を入力いただいたり、住所を入力いただいたりというような手続が改めて必要なる部分もございます。

○教育委員（石隈利紀）

つきましたら、そういうIDできちんと情報管理出来れば、ワンストップでどこに行っても、市民の名前を打てば、住所とかも既に入っているというのが、学会とかだったらもう会員制でIDを入れると、毎回登録しなくていいというので、非常に便利なので。ただ、割と入りやすいものだったら名前を打って住所を取られたりしますので、その辺のことでちょっと、ログインの入り方はどうなのかなというささやかな質問でした、失礼しました。

○生涯学習課長（秋山和也）

公民館のシステムを構築する中で、一度御利用いただきますと、例えば最初に個人名を入れる形になりますけども、次からは個人名が入力選択するだけでお名前が入るような形になっておりますので、継続して利用される方に関しては、利便性が高いフォームとなっていると感じております。

○教育委員（石隈利紀）

変に使うということは大丈夫っていうか、名前を騙ると住所が出るということではないんですよね。

○生涯学習課長（秋山和也）

ではございませんで、一番最初に御登録された場合の名前と御住所、また一番最初の御利用の際には、個人が証明できるものの画像の添付をお願いしてるといようなことを手続上で行っております。

○教育長（石塚康英）

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。スマホ市役所というのは県内とか全国的にもう取り組んでるところとかありましたらば、お知らせいただければと思います。

○教育長（石塚康英）

秋山課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

お答えいたします。特に公民館、それからコミュニティセンターというような施設に関しましては、自治体によってオンラインによる申請、また電子決済等を導入している自治体が増えてきてると感じております。取手市が今回取り組みますのもその一環かと思えます。LINEを使って行うという自治体も複数ございます。この近隣にもございますので、オンラインによる申請、そしてそこにLINEを用いるということは、ある程度現在の潮流なのかなというふうには感じております。

○教育長（石塚康英）

はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

最近いろいろニュースでマイナンバーカードの詐欺事件なども報道されてました。マイナンバーカードをスマホで撮ってそれを送るといことで、その辺ちょっと落とし穴があったのかなといことで、検討するような話をしましたけども、先に取り組んでるところとかあった場合にその課題であるとかいろいろ出てくるかと思うので、先ほど石隈委員のほうからも個人情報、悪意を持っている人もやっぱりいて、そういう社会じゃいけないんですけども、実際はそういう人もいるので、やはりそういう人への対処ということも考えて個人情報については慎重に、情報の内容によっては。施設の貸し借りは問題ないかと思うんですけども、学務関係であるとうどうしても個人名がいろいろ出てくるかと思うので、そのあたりは本当に確実に本人であるといことを確認した上で進めていただければいいかなと思ってます。

その辺がちょっと心配なところなんで、対面でも絶対に安心とは言えないですけども、非常に心配なので、その辺について本当に慎重に取り扱ってほしいなという思いがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○教育長（石塚康英）

はい、秋山課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

その辺に関しましては、公共施設を利用する上で必要な情報については丁寧に丁寧に周知していくとともに、このLINEの個人情報取扱いに当たっては、市の情報管理課が全体的な取りまとめを行っているところがございますが、国が運用を推奨するネットワークの中で、個人情報に関してはセキュリティーを十分に確保した上で行う

というように共有されております。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます、よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

はい、猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲也）

御説明ありがとうございます。ちょっとそこについて補足というか、例えば、今よくあるLINEが乗っ取られるとか、そういう場合もあるかと思うんですけど、様々な年代の方が使うもので、高齢者の方ですともし乗っ取られた場合の対象が、全てスマホやLINEに委ねてしまっていたら、そういう部分の何か対策や予防方法みたいなっていうのはあるんでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、秋山課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

お答えいたします。このたび公民館施設に関しては、これまで紙で利用申請をいただいて利用許可の決裁をさせていただいたところなんですけども、あわせてLINEでも御利用いただけるということになりますので、前回の定例会のほうで櫻井委員からも御質疑いただいたところなんですけども、紙の申請に関しては引き続き並行して行っていくということをご予定しております。そもそもLINE自体が、このトラブルに関しましてはなかなかこのスマホ市役所の中で解決できる部分を超える部分があるかと思うんですけども、この辺に関しましてはシステム上紙と両方で行っていただくでございますし、その辺に関してちょっとLINEを御利用する御本人に、必要以上のことは委ねるような形になってしまうかと思いますが、システム運用の上では、丁寧に行ってきたいと考えております。

○教育長（石塚康英）

ではよろしいでしょうか。

それではこれより、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

次に承認第1号、教育に関する事務について定める専決処分についての専決処分の承認について、及び、承認第2号、令和8年第1回取手市議会臨時会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について、並びに、議案第4号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。

本件について報告、説明を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。まず承認第1号、教育に関する事務について定める専決処分についての専決処分の承認について御説明をさせていただきます。

御手元の資料の4ページを御覧ください。11月の教育委員会定例会におきまして、

令和7年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について御承認をいただきました、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年第4回取手市議会定例会において可決をいただきました。

施行日につきましては、旧取手市立取手第一中学校体育館耐震補強大規模改修工事が令和7年度内に完了することを見込み、令和8年4月1日とし、令和8年度から、取手市立井野体育館とグラウンドを体育施設として管理していくこととしておりました。しかしながら、取手市立体育館の工事の完了が年度内に困難であることが判明し、利用日の3か月前である令和8年1月から予約の受付が出来ない状況となったために、一部改正の条例の施行日を公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すると、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年12月26日付けで専決処分にて行いました。説明は以上となります。

続きまして、承認第2号、令和8年第1回取手市議会臨時会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分についてです。

資料の5ページを御覧ください。繰越明許費の補正となります。今年度実施しています旧取手第一中学校体育館耐震補強大規模改修事業について、工事の完了に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難であることから、予算を来年度、令和8年度へ2億4,024万円を繰り越すものとなります。こちらの説明は以上となります。

続きまして、議案第4号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について御説明をさせていただきます。

こちら資料の1ページを御覧ください。説明が重なってしまいましたが、令和8年4月1日から新たな体育施設として設置し、運用する予定であった取手市立井野体育館につきまして、工事に不測の日数を要し、令和7年度に完成することが困難となったため、令和8年4月1日から予定した当該施設の開館が当初の予定よりも遅れることとなることを踏まえ、施行期日を取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行日から施行すると、本規則の一部を改正するものとなります。

長くなりました、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（石塚康英）

はい。澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課澤部です。ただいまの説明に補足で説明を申し上げます。

先ほど稲村課長のほうから御説明のありました、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、及び、令和7年度取手市一般会計補正予算（第8号）、こちらがいずれも専決により教育長専決をさせていただきましたが、その後、今週の1月26日、取手市議会第1回臨時会におきましてこちらの2件につきましては御審議いただきまして原案のとおり承認をされております。

以上御報告をさせていただきます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。承認が2件、それから議案が1件、全て井野体育館のことでございます。

御質問、御意見ありましたらお願ひいたします。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。既に議会のほうで承認されてるということで、こちらでも承認させていただきたいと思いますが、延びてしまいましたということですが、具体的に今現在の見通しとしていつぐらいには使えるようになるか、お教えいただければ助かります。

○教育長（石塚康英）

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

今回工事が延びてしまった1番の大きな原因が、アリーナの床下なんですけれども、コンクリートが流し込んであるんですけれども、著しく不陸で凸凹があったという状態が、改めて改修する上で確認出来たということです。

実際に床下の点検口が、器具庫とかにはあったんですけども、そこを開いて確認したところはきれいに平らであったんですけども、アリーナ部分に関しては、点検口がございませんでした。改めて、今回一部を切り取って下を確認したところ、その凸凹が確認されたということです。

なぜそこをコンクリートを流し込んで平らにしてからじゃないと出来ないかと申しますと、床を張る上で下に鋼鉄製の支柱を90センチスパンで立ち上げていって、固定をしてそこに床を張っていくという工程が入りますので、その支柱も1,100本ぐらい固定をするしかないの、流し込んでコンクリートを乾かして床を設置するという形になるので、その床を設置してからじゃないと、上の、例えばバスケットのゴールとかそういったものも全部工事が出来ないような状態になってしまうので、そういったことでちょっと延びてしまうという形になっております。

業者も含め総合定例会議というのが、私どもスポーツ振興課と公共施設整備課と業者のほうであるんですけども、12月末の段階では5月末までの工程表が出されてるんですけども、今回10か月を超えない範囲でという形で、一応施行日を設定させていただいてるんですが、今後まだ、実際に今回は改修工事なので、工事をいろいろやってみないと状態がわからないところもありますので、その辺はまだ若干延びる可能性はあります。あと天候の状態とか、職人の手配とかその辺もありますので、絶対いつまでに完成できるっていうのはちょっと申し上げられないところではございますが、今現在はそのような形になっております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。では、承認第1号の4ページ目の改正後の付則のところ、公布の日から起算して10か月を超えない範囲内っていうのも、ひょっとしたら危ないかなっていうところなのではないでしょうか。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

一応安全を見て10か月以内という形で長めに取らせていただいているので、今のところそれを超えることはないと考えて進めております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは質疑、御意見なしと認めまして、これより、承認第1号及び承認第2号並びに議案第4号、あわせて採決をいたします。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号は、報告のとおり承認し、議案第4号は

原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よって承認第1号及び承認第2号は報告のとおり承認し、議案第4号は原案のとおり決定することにいたします。

続きまして報告1、寄附の受入れについてを議題といたします。

報告を求めます。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。報告1、寄附の受入れについて御報告いたします。戸頭にお住まいの飯田藤治様から、戸頭中学校の音楽振興のために楽器を購入してもらいたいといった理由から20万円の御寄附がございました。その後、寄附金を活用して写真にありますとおりクラリネット、こちらのほうを購入しております。

飯田様は戸頭地区の学校運営協議会の会長であったり、戸頭神社の総代でいらっしゃるなど、日頃より地域に御尽力をいただいている方でございます。感謝状につきましては教育委員会のほうから贈呈いたしております。以上です。

○教育長（石塚康英）

このクラリネットを吹ける子どもはとてもうれしいでしょうね、きっと。

これにつきまして何か御質問、御意見ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは報告1の議事をこれにて終わりにします。

次に報告2、同じように寄附の受入れについてを議題にいたします。

説明を求めます。松崎教育次長兼保健給食課長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

保健給食課の松崎です。報告2、寄附の受入れについて御報告いたします。

1ページを御覧ください。株式会社マーシエル様から、不織布マスクを市内公立小中学校に通う児童生徒の感染症対策に役立ててほしいとの御寄附をいただきました。箱数で言いますと960箱、低学年向けの小さいものサイズと、普通サイズがございまして、枚数で言いますと、5万5,200枚に達するものでございます。

株式会社マーシエル様は、市内に事業所がありまして、業務請負事業であったり、通信・移動販売事業を行っている企業でございます。令和8年1月9日に受入れをいたしまして、13日火曜日までに市内全小中学校20校に配布を終えておりまして、今まさにインフルエンザ等で学級閉鎖も増えている状況でございます。活用がされていると認識しているところでございます。また、株式会社マーシエル様からは、令和6年度にも同様にマスクを御寄附いただいた経緯がございます。

なお、今回の寄附につきまして、取手市教育委員会表彰規則第2条で表彰対象と規定されていますが、金額が100万円を超えることから取手市表彰条例が適用をされることとなります。この条例の3条、善行表彰の対象となることから、表彰を予定していますが、今年度の表彰につきましては1月の中旬に終わっているから、来年の表彰ということで対象とさせていただく予定になっております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

本件について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは本件につきましては、議事はこれにて終了いたします。

次に追加の議事となりまして、議案第5号、地方自治法第180条の3に基づく協議についてを議題といたします。

委員の皆様にお知らせいたします。議案第5号の議事につきましては、教育委員会事務局職員の人事に関する案件です。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。議案第5号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御異議がありませんので議案第5号の議事については非公開といたします。

傍聴人の皆様、申し訳ありませんが非公開になりましたので、退席をお願いします。

〔傍聴人退席・会議室閉鎖〕

○教育長（石塚康英）

それでは引き続き会議を行います。

資料につきましては追加で配付しておりますので御確認をお願いします。

本件について説明を求めます、澤部教育総務課長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

では異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。

非公開とした議事が終了しましたので、会議の非公開を解きます。暫時休憩とします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（石塚康英）

それでは再開をいたします。

次に、その他に入ります。事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）

それでは事務局から御報告をいたします。

まず、冒頭の教育長報告で御報告したもの以外の3つの行事を、紙とPDFファイルではその他の行事報告としております。

内容は、図書館のクリスマスおはなし会、第56回取手市民美術展、福BOOK報告でございます。御確認をお願いいたします。

次に、令和7年第4回取手市議会定例会についてでございます。議会資料ということで、会期日程、議決結果、一般質問通告の一覧表をお配りしました。

第4回取手市議会定例会は、令和7年12月2日から12月25日まで行われました。

教育委員会に関連する議案などは、条例の一部改正、指定管理者の指定、一般会計補正予算、損害賠償に係る専決処分の承認でして、いずれも原案可決または承認をいただきました。

さらに、本日の会議に付されましたとおり、1月26日に開催された令和8年第1回取手市議会臨時会につきましても、議会資料ということで、同じく会期日程、議決結果をお配りいたしました。御確認をいただければと思います。

最後に、2月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてです。2月の予定行事報告表、本日現在のものにしております。2月の教育委員会定例会は2月26日木

曜日の午前中を予定しております。文書で通知をお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上になります。

**○教育長(石塚康英)**

報告が終わりました。何か確認したいものがございましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは以上で、今定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。令和8年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 30 分閉会